

第3編 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その量は令和3（2021）年度は523万tと推計されています（図3-1）。

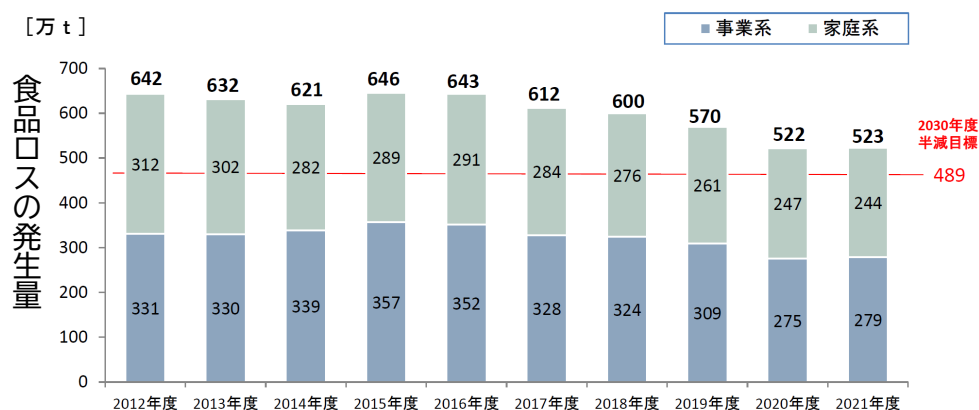
食品ロスに関しては、平成27（2015）年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）の1つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっています。

国内では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品リサイクル法に基づく基本方針」（令和元（2019）年7月公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減するとの目標が定められています。

また、食品ロス削減推進法に基づき令和2（2020）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

県の「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」においても、食品ロスの削減を重要課題の一つとして位置づけ、国と同様の数値目標を設定し、様々な施策に取り組んでいくこととしています。

このような流れを受け、本市においても、食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定します。



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）を基に作成

図3-1 食品ロスの発生量の推移

2 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として策定します。

また、食品ロス削減推進計画は、本計画における食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置づけるとともに、上位計画である「第 5 次朝霞市総合計画」、「第 3 次朝霞市環境基本計画」等における関連施策との整合を図ります。

3 関連法令、計画

(1) 食品ロス削減推進のための関連法令

1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」といいます。）は、平成 13（2001）年 5 月に制定され、食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進しています。

食品リサイクル法に基づく基本方針は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 5 年ごとに国が策定しているもので、令和元（2019）年 7 月に新たな基本方針が公表されました。この基本方針では、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標として、表 3-1 のとおり設定しています。

表 3-1 食品リサイクル法に基づく基本方針の数値目標

項 目	目 標	目標年度
事業系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	・食品製造業：95% ・食品卸売業：75% ・食品小売業：60% ・外食産業：50%	令和6（2024）年度

2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年 10 月に施行されました。当該法第 13 条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和 2（2020）年 3 月に閣議決定されました。この方針では、食品ロスの削減目標として、表 3-2 の数値目標を設定しています。

表 3-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

項 目	目 標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
事業系食品ロス量		
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

（2）国の関連計画

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画では、「持続可能な社会づくりと総合的取組」に関する指標の一つとして、家庭系食品ロス量について、SDGsにおいて「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」と挙げられていることを踏まえて、表 3-3 に示す目標を設定しています。

表 3-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度

（3）県の関連計画

1) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

県では、食品ロス削減推進法第 13 条の規定に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を令和 3（2021）年 3 月に策定しています。

当該計画では、「食品ロスの削減」を特に重点的に取り組む課題の一つに掲げ、SDGs、第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロスの削減の推進に関する基本方針等の国の目標に合わせて、表 3-4 に示す目標を設定しています。

表 3-4 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
食品ロス量	240千 t （平成30（2018）年度から9.8%減）	令和 7（2025）年度
	202千 t （平成12（2000）年度比で半減）	令和12（2030）年度

(4) 本市の関連計画

1) 第3次朝霞市環境基本計画

第3次朝霞市環境基本計画では、廃棄物の排出抑制の推進に係る施策の中で、生ごみの減量化や食品ロス削減を位置付けています。

第3次朝霞市環境基本計画における食品ロス削減推進計画に関連する事項の概要を表3-5に示します。

表 3-5 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなで作る 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち朝霞」
環境目標3	脱炭素・循環型社会の推進
個別目標	3-4 資源を大切に、繰り返し使う
実施施策	<p>3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化 【具体的な取組・事業】 ○ごみの排出抑制のため、生ごみ排出時の水切りなどを推進し、減量化に努めます。 ・食品ロス削減 【具体的な取組・事業】 ○大切な資源の有効活用や環境負荷に配慮するため、食品ロス削減の啓発に努めます。 ○給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進め、食品ロス削減を推進します。 ○家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくことで、食品ロス削減を推進します。

第2章 食品ロスの現況

1 用語の定義

食品ロス削減推進計画で対象とする「食品ロス」とは、市内で発生する食品廃棄物から不可食部（野菜・果物の皮、肉・魚の骨などの調理くず）を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（可食部）のことを指し、可食部は、「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。

2 食品ロス量の実績

(1) 家庭系食品ロス量

本市の家庭系食品ロス量は、各年度の家庭系ごみの燃やすごみ量に、県が実施した「家庭系食品ロス排出実態調査（令和元（2019）年11月）」に基づく県内自治体における可燃ごみに占める食品ロス量の平均割合（6.18%）を乗じて推計しました。推計式を以下に示します。

【推計式】

家庭系食品ロス発生量

= 各年度の家庭系ごみの燃やすごみ発生量

× 県内市町村の可燃ごみ量に占める家庭系食品ロス量の平均割合（6.18%）

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を図 3-2 に示します。家庭系食品ロス量は、1,250t/年前後で推移しています。

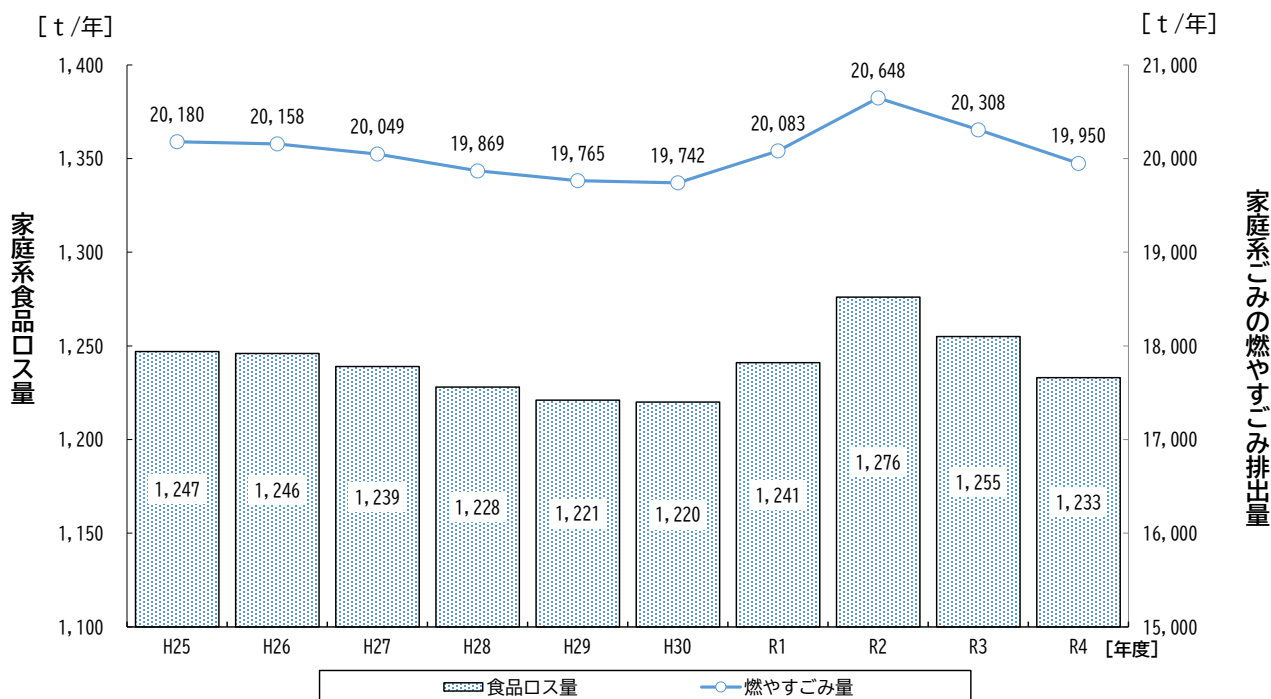


図 3-2 家庭系食品ロス量

(2) 事業系食品ロス量

事業系食品ロスは、主に食品製造業や食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されています。

食品リサイクル法では、食品廃棄物等の年間発生量が100トンを超える多量排出事業者に対し、定期報告書の提出が義務付けられており、都道府県別に食品廃棄物量の集計結果が公表されています。県における多量排出事業者のごみ発生量に占める食品廃棄物量の発生量の割合は、85.2%（平成29（2017）年度）となっています。

また、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）では、県内自治体における調査に基づく食品廃棄物量に対する食品ロス量の割合は、30.8%（平成29（2017）年度）と算出されています。

本市では、廃棄物処理法、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則により、事業用大規模建築物（事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもので市長が指定するもの）を所有・占有している事業者（以下「大規模排出事業者」といいます。）に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けており、当該計画書より排出量を算定することが可能です。

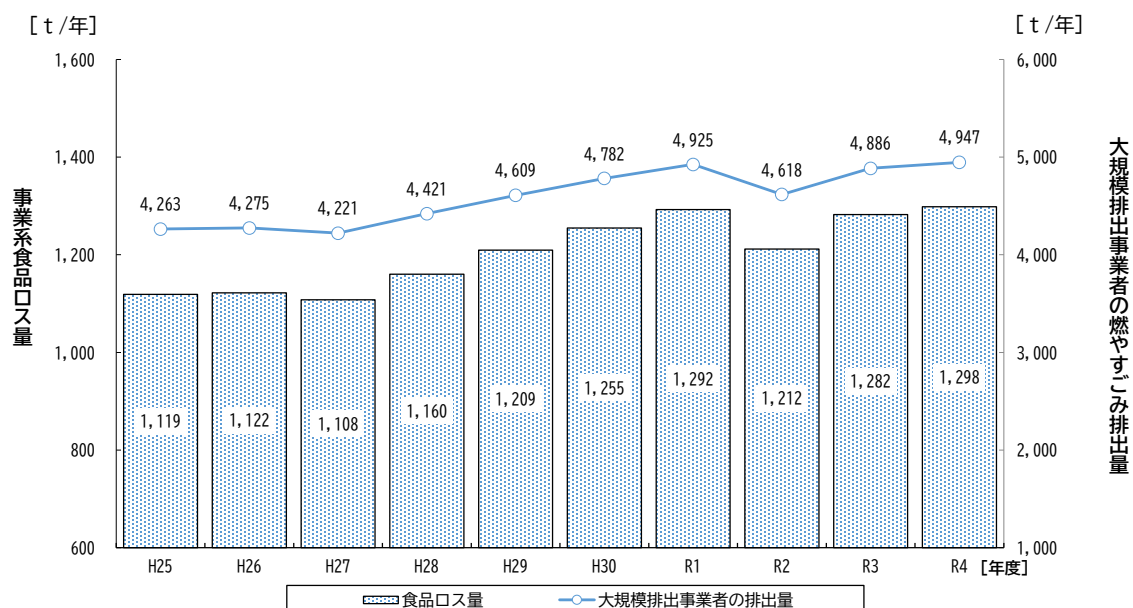
以上を踏まえ、本市の事業系食品ロス量は、以下の推計式に基づき推計を行いました。

【推計式】

$$\text{事業系食品廃棄物量} = \text{大規模排出事業者のごみ発生量} \times \text{食品廃棄物量の割合 (85.2\%)}$$

$$\text{事業系食品ロス量} = \text{事業系食品廃棄物量} \times \text{食品ロス量の割合 (30.8\%)}$$

本市の事業系食品ロス量の推計結果を図3-3に示します。事業系食品ロス量は、年々増加傾向にあります。



※令和2年度以前の大規模排出事業者の排出量は、令和3年度及び令和4年度の事業系ごみに対する大規模排出事業者の排出量の平均割合より算出しています。

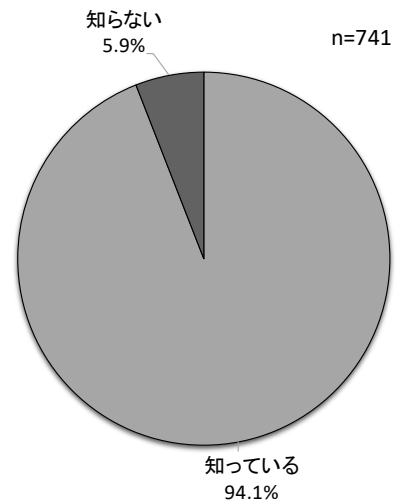
図 3-3 事業系食品ロス量

3 食品ロス削減に関するアンケート調査結果

(1) 市民

本市内に在住の 18 歳以上の市民を対象に実施したアンケート調査(対象:2,000 人、回収率:38.9%)では、食品ロスの問題を知っている市民は 94.1%と、ほとんどの市民が認知しています。

また、食品ロス削減の取組を行っている市民は 77.6%となっており、性別・年齢別では、男性は年齢が低い方が、女性は年齢が高い方が多く実施している傾向にあります。具体的な取組としては、「買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認」や「食べきれぬ分だけ料理を作っている」などが多くなっています。



※nは回答者数を示します。

図 3-4 食品ロス問題の認知割合 (市民アンケート調査より)

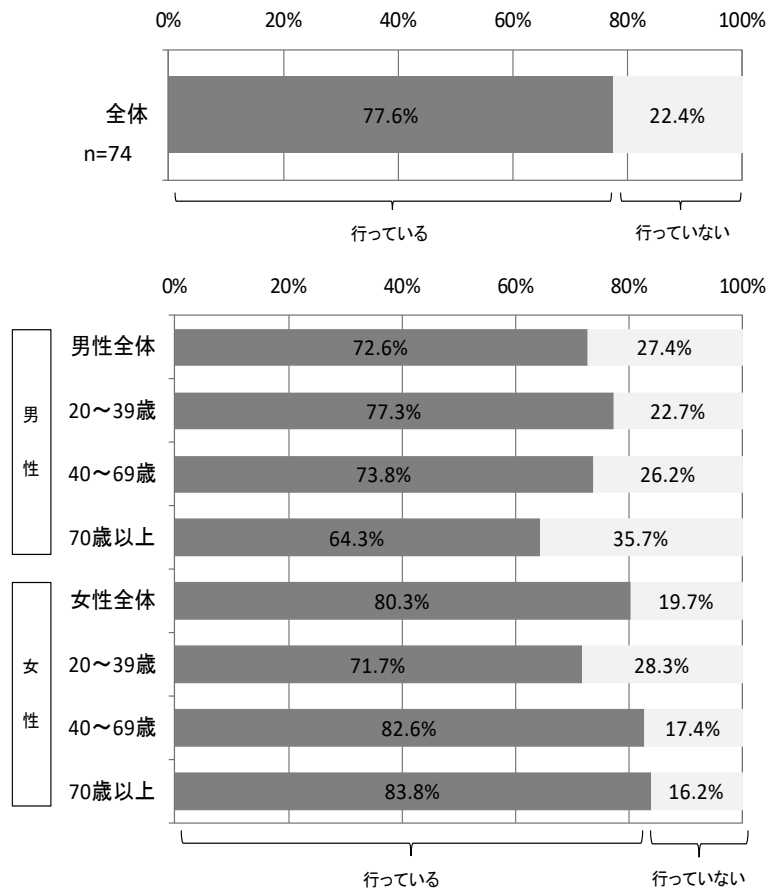


図 3-5 性別・年齢別の食品ロス削減への取組割合 (市民アンケート調査より)

(2) 事業者

市内に事業所がある事業者に対して行ったアンケート調査（対象：200社、回収率：62.0%）では、食品ロスの発生要因は、お客さんの食べ残しが最も多くなっています。また、事業者が行っている食品ロス削減の取組は、商慣習見直し（過剰生産・過剰在庫の削減）が最も多くなっています。

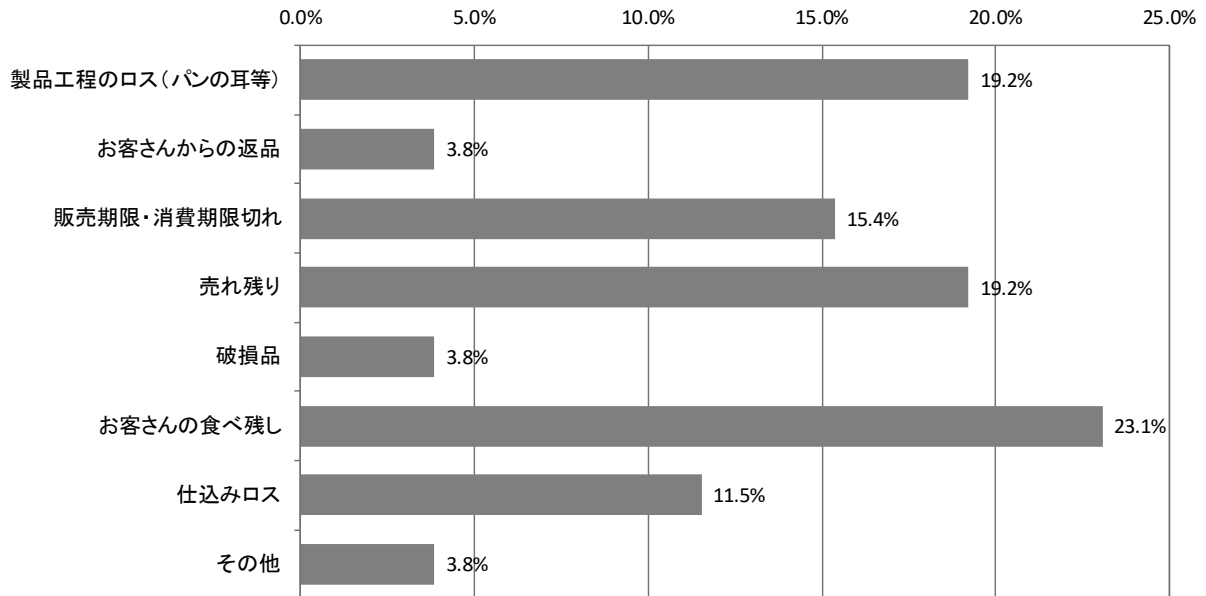


図 3-6 食品ロスの発生要因（事業者アンケート調査より）

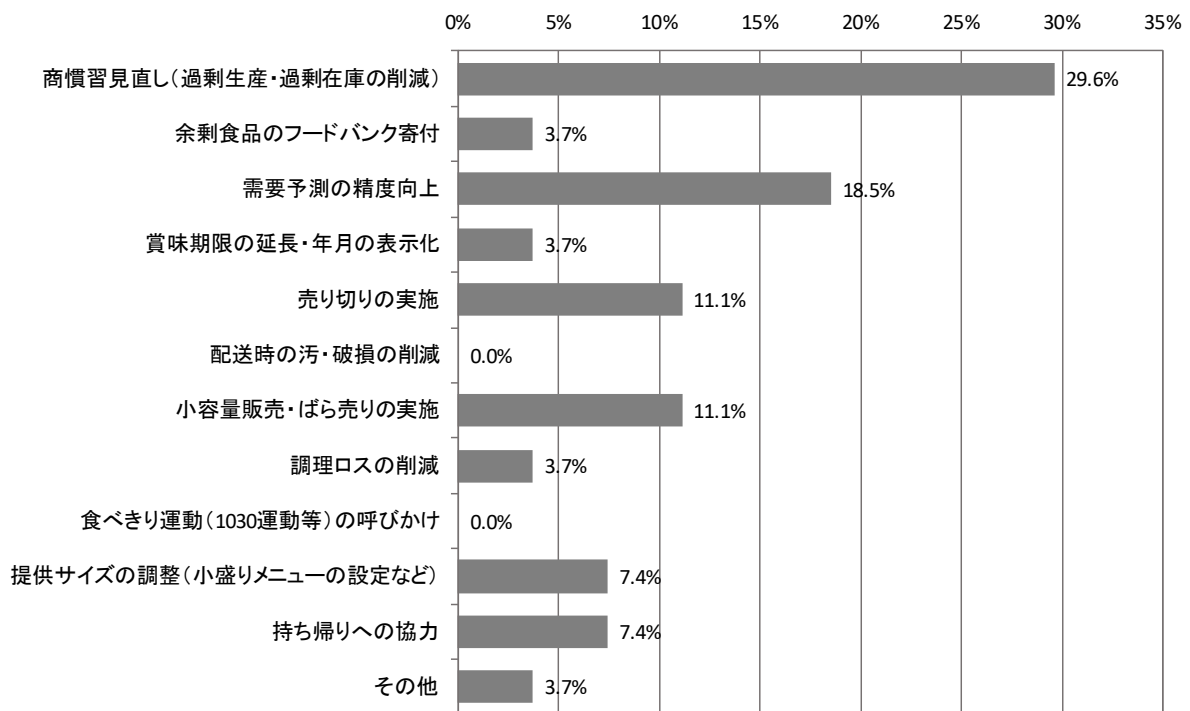


図 3-7 食品ロス削減の取組（事業者アンケート調査より）

第3章 食品ロスの課題

本市における食品ロスに関する課題は以下のとおりです。

(1) 家庭系食品ロス

本市における家庭系食品ロス量は、燃やすごみ量の変動に伴い増減しています。

また、市民の約8割が食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいますが、男性は年齢が高い方が、女性は年齢が若くなるにつれて取り組む割合が低くなることから、各々のライフスタイルに合わせた実践しやすい取組事例等、多様な主体を意識した啓発を実施していく必要があります。

(2) 事業系食品ロス

本市における事業系食品ロス量は、事業系ごみ量の増加に伴い、増加傾向で推移しているものと見込まれます。

事業系食品ロスの発生要因は、「お客さんの食べ残し」、「製造工程のロス」、「売れ残り」が多く占めていることから、事業者に対し食品ロス削減の啓発や具体的な実践事例の紹介等を行うとともに、市民に対し食べきりを推奨するなど、事業系食品ロス量の削減に向けた取組を推進する必要があります。

第4章 食品ロス削減推進計画

1 基本理念

食品ロス削減推進計画では、国及び県の食品ロスに関する政策動向や、第3次朝霞市環境基本計画の施策内容を踏まえて、ごみ処理基本計画と同様、「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」を基本理念に掲げ、本市における食品ロス削減を推進し、環境に配慮した循環型社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、この基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

基本方針：食品ロスの排出抑制と減量化の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

3 計画目標

(1) 食品ロス削減に係る指標

食品ロス削減推進計画の指標は、国や県で掲げられた指標を踏襲し、表 3-6 の2項目とします。

表 3-6 食品ロス削減に係る指標

【食品ロス削減に係る指標】

- ① 食品ロス量
- ② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合

(2) 食品ロス削減に係る数値目標

1) 食品ロス量

国及び県は、食品ロス量を平成12(2000)年度に対し令和12(2030)年度までに半減させる方針としています。

本市は、国や県と同様に、平成12(2000)年度の発生量に対して、令和12(2030)年度に半減する目標とします。

令和13(2031)年度以降は令和4(2022)年度から令和12(2030)年度の年間減少量を維持するものとし、計画目標年次(令和15(2033)年度)の食品ロス量は、令和4(2022)年度実績値に対し、1,877t(約74%)削減を目指します。

食品ロス量の目標値を図 3-8 に示します。

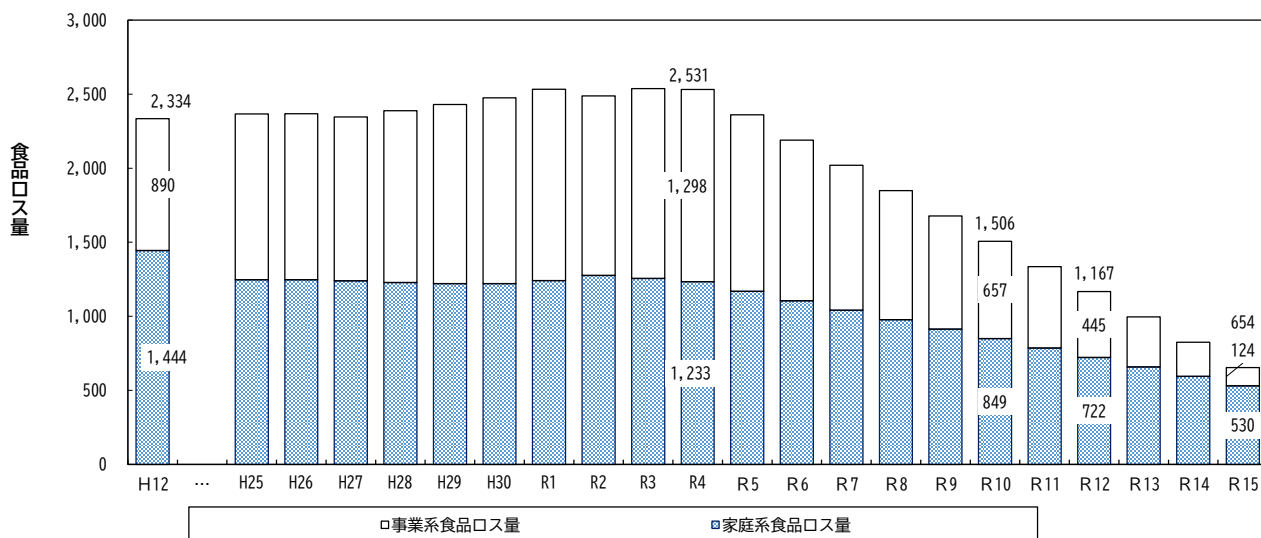


図 3-8 食品ロス量の目標値

2) 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目標としています。

食品ロスに取り組んでいる市民の割合は、令和4年度(77.6%)以上に増やすことを目標とし、計画目標年次(令和15(2033)年度)は85%以上とすることを目指します。

3) 食品ロス削減に係る数値目標

食品ロス削減推進計画における食品ロス削減に係る数値目標は、表3-7のとおりです。

表 3-7 食品ロス削減に係る数値目標

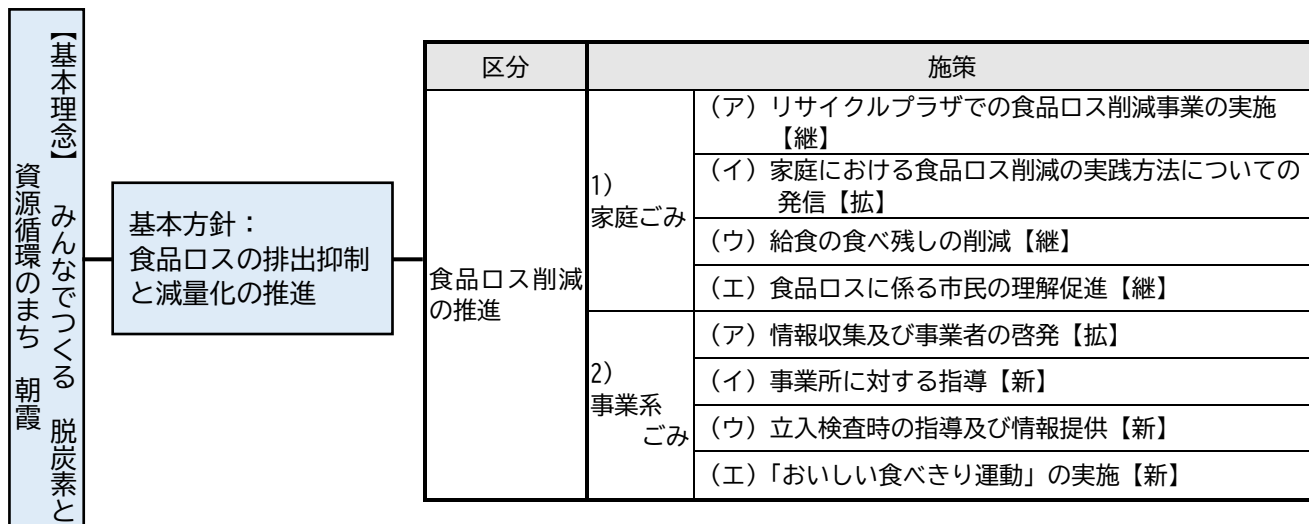
指標	単位	令和4(2022)年度 (基準年度)	令和10(2028)年度 (中間目標年度)	令和15(2033)年度 (計画目標年度)
食品ロス量	t/年	2,531	1,506 (35%減)	654 (74%減)
食品ロス削減に取り組む市民の割合	%	77.6	80 (2.4%増)	85 (7.4%増)

※令和10(2028)年度に中間見直しを実施し、令和15(2033)年度の目標値を見直します。

4 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策体系図を図 3-9 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」、また、新たに取組施策を「新規」とします。



※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 3-9 食品ロス削減推進計画の施策体系図

(1) 食品ロス削減の推進



1) 家庭ごみ

(ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施【継続】

家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくフードドライブを継続して実施します。

(イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信【拡充】

市民が実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して情報発信を行います。また、各々のライフスタイルに合わせた実践しやすい取組事例等、ターゲットを意識した啓発を実施します。

(ウ) 給食の食べ残しの削減【継続】

市内の小学校や保育園などで、給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進めるとともに、食品ロスを身近な問題として理解を深めるように意識啓発を継続して実施します。

(エ) 食品ロスに係る市民の理解促進【継続】

食品ロスの現状、食べきりや使い切りについて、環境講座や各種イベントを通して市民の食品ロスの理解を促進します。また、食品ロス問題に対する市民の認知度を高めるため、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して食品ロスに係る情報の提供に努めます。

2) 事業系ごみ

(ア) 情報収集及び事業者の啓発【拡充】

食品廃棄物及び食品ロスの削減に努める事業者について情報収集し、有効な取組を広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどで紹介し、食品廃棄物を排出する事業者の啓発を継続して図ります。

(イ) 事業所に対する指導【新規】

事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所に対し、食品ロス削減や再生利用について助言や指導を行うとともに、クリーンセンターへの搬入時に展開検査等を行います。

(ウ) 立入検査時の指導及び情報提供【新規】

大規模排出事業者に対して、立入検査を実施し、食品ロス削減や再生利用等について直接助言や指導を行います。また、学校給食や社員食堂などからの食品残渣（生ごみ）から堆肥化を行っている市内の民間事業者に関する情報を提供し、食品残渣のリサイクルを推進します。

(エ) 「おいしい食べきり運動」の実施【新規】

おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動を実施し、飲食店等における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を推進します。

5 各主体の役割

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要があります。また、相互の連携強化を図り、取組が促進されることが求められます。

市民、事業者、市の役割分担を表 3-8 に示します。

表 3-8 各主体の役割分担

主体	内容
市民	✓ 食品ロスの状況とその影響、削減の必要性について理解する
	✓ 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する
	✓ 日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動する
	✓ 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、事業者と協力・支援する
	✓ 本市や県が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する
事業者	✓ 自らの事業活動により発生している食品ロスの状況を把握し、その削減の必要性について理解する
	✓ 事業活動の見直しや従業員等へ啓発を行う
	✓ 消費者に対して、事業者自らの取組に関する情報発信や啓発を実施する
	✓ 本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する
	✓ 発生した食品ロスについては、堆肥化等の再生利用を実施する
市	✓ 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握する
	✓ 食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に係る普及啓発等の施策を推進する
	✓ 市民団体、事業者等の行う取組等に対し、積極的に支援する
	✓ イベント等で食品を提供する場合は、本市自ら率先して食品ロスの削減を図る
	✓ 市民、事業者、関係団体等との連携強化を図り、各主体の連携協力による取組が促進されるよう推進体制を整備する

第4編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況

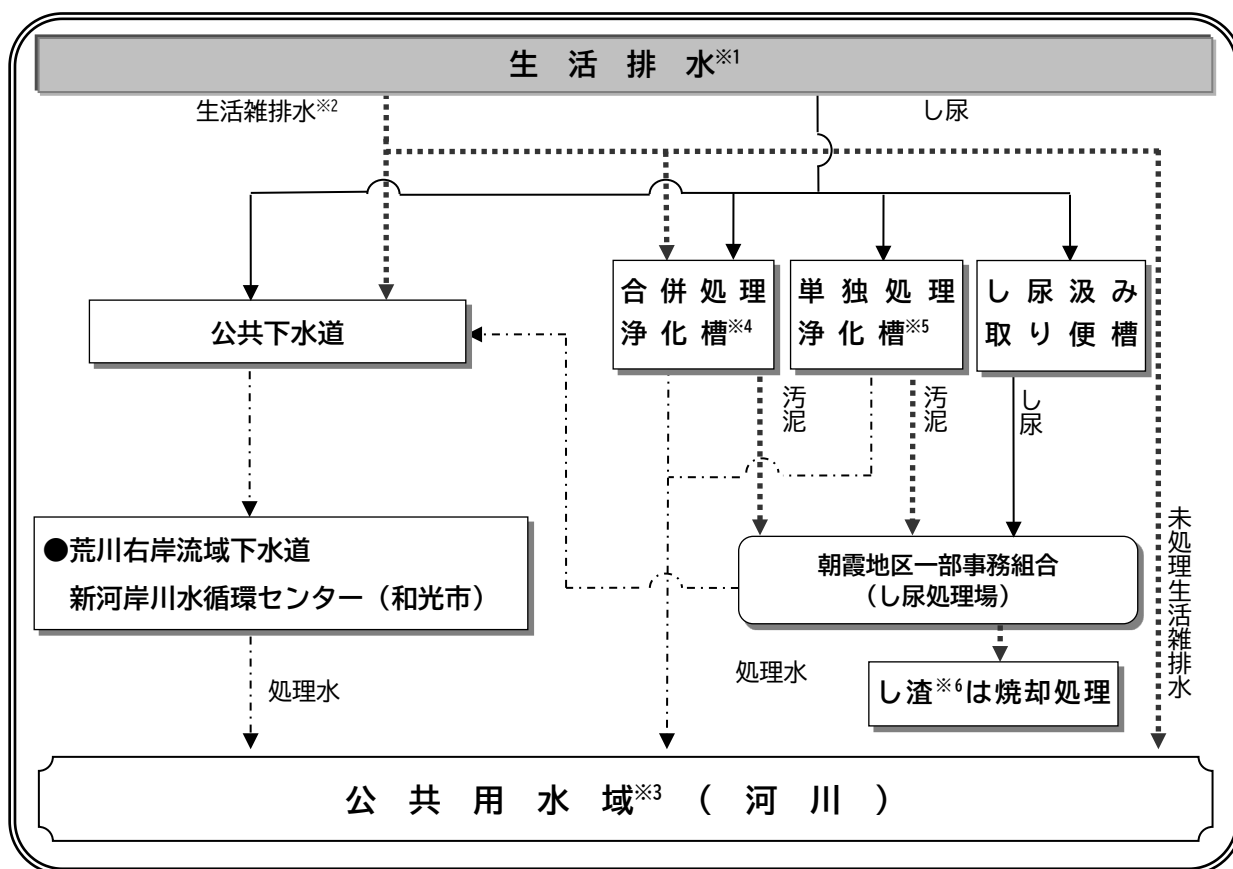
1 生活排水処理の現況

(1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を、図 4-1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥については、朝霞地区一部事務組合（朝霞市・志木市・和光市・新座市）のし尿処理場で、広域的に処理を行っています。

また、公共下水道整備地区では、し尿及び生活雑排水は公共下水道に送り、下水道終末処理場で処理し、処理水を公共用水域へ放流しています。



※1：生活排水：し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水

※2：生活雑排水：生活排水のうちし尿を除くもの

※3：公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域

※4：合併処理浄化槽：浄化槽法における浄化槽

※5：単独処理浄化槽：浄化槽法におけるみなし浄化槽

※6：し渣：生活排水をし尿処理場で処理した後に残るかす

図 4-1 生活排水の処理体系

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表 4-1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場において、志木市、和光市、新座市から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥とともに、共同処理されています。

表 4-1 処理主体

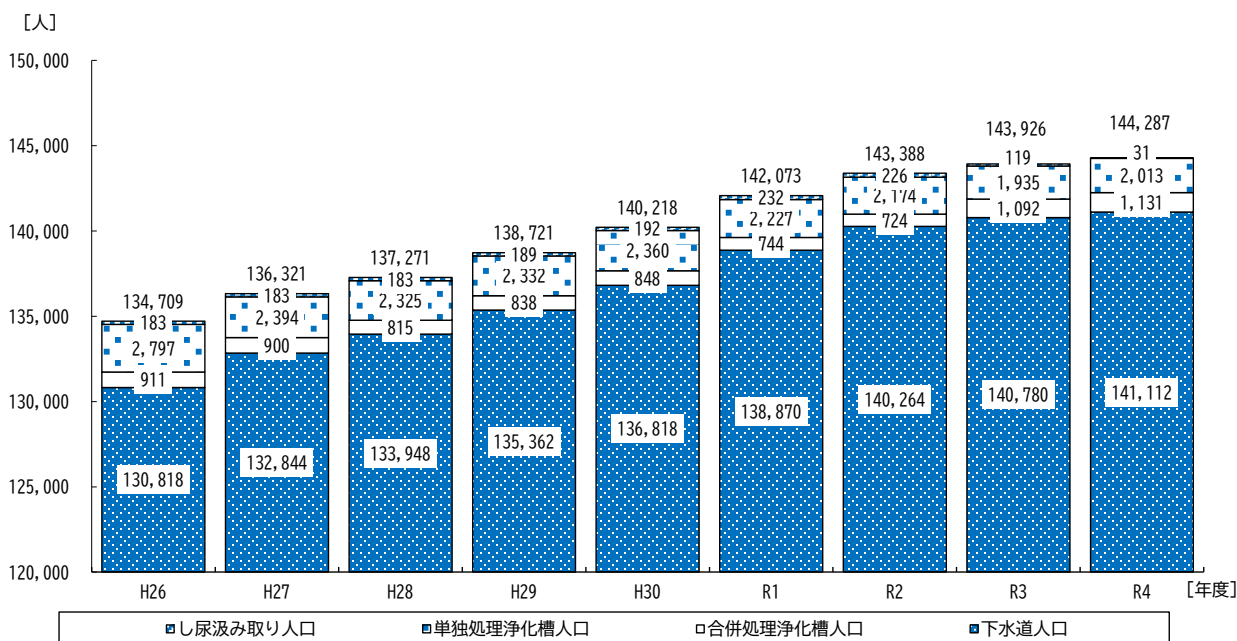
処理施設の種類	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	浄化槽管理者
単独処理浄化槽	し尿	浄化槽管理者
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	朝霞地区一部事務組合
新河岸川水循環センター	し尿・生活雑排水	県

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口を図 4-2 に示します。

下水道人口は、令和 4（2022）年度は 141,112 人となり、平成 26（2014）年度から 10,294 人（約 8%）増加しています。合併処理浄化槽人口は、令和 4（2022）年度は 1,131 人となり、平成 26（2014）年度から 220 人（約 24%）増加しています。

単独処理浄化槽人口は、令和 4（2022）年度は 2,013 人となり、平成 26（2014）年度から 784 人（約 28%）減少しています。し尿汲み取り人口は、令和 4（2022）年度は 31 人となり、平成 26（2014）年度から 152 人（約 83%）減少しています。



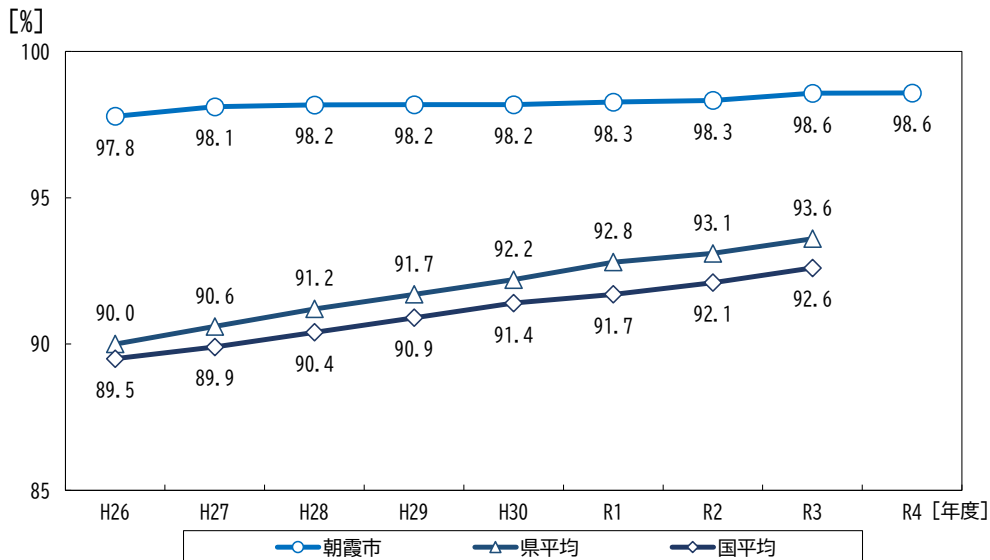
※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。

図 4-2 生活排水処理形態別人口

(4) 生活排水処理率

生活排水処理率の推移を図 4-3 に示します。

生活排水処理率は、令和 4（2022）年度は 98.6% で、平成 26（2014）年度から 0.8% 増加しています。また、国及び県の平均値を上回っています。



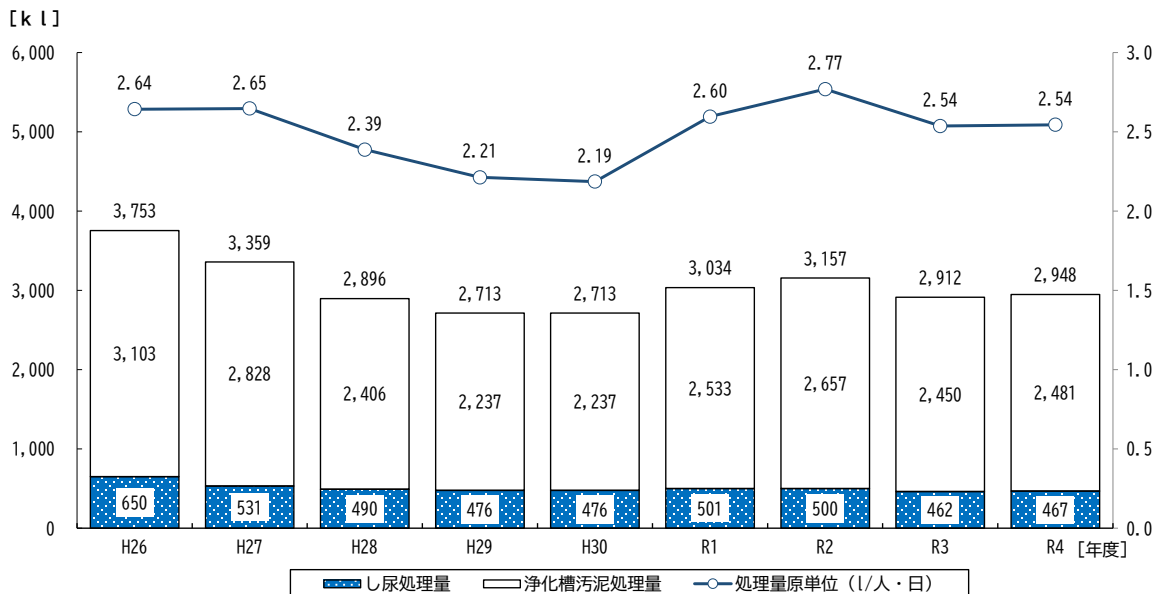
※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。
 ※国及び県の実績値は、令和 3（2021）年度が最新の公表値となっています。

図 4-3 生活排水処理率

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図 4-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、いずれも平成 30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度以降は増加に転じています。令和 4（2022）年度の処理量は 2,948 kℓ となり、平成 26（2014）年度から 21.4% 減少しています。



※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。
 ※令和 3（2021）年度までの数値は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

(6) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、朝霞地区一部事務組合の許可業者により行っています。

(7) 中間処理

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で、処理を行っています。し尿処理施設の概要を表 4-2 に示します。

表 4-2 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名称	朝霞地区一部事務組合 し尿処理場
所在地	埼玉県朝霞市大字根岸770番地
処理能力	38 kℓ /日 (し尿6 kℓ/日、浄化槽汚泥混合32 kℓ/日)
処理方式	前処理・希釈下水道放流方式
竣工年月	平成30(2018)年7月
残渣処分方法	焼却処理を委託
処理水	流域下水道へ放流
敷地面積	2,133.61m ²
運転管理体制	直営

出典：朝霞地区一部事務組合 し尿処理場施設の概要

(8) 最終処分

し尿等処理後に発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、処理水は希釈して公共下水道へ放流しています。

2 関連法令、計画

(1) 生活排水処理に係る関連法令

水質汚濁の防止に関しては様々な法律が施行されており、これらの法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要を表 4-3 に示します。

表 4-3 関連法令の概要

関連法令	施行年月	概 要
下水道法	昭和 33 年 4 月	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
浄化槽法	昭和 58 年 5 月	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

(2) 国の関連計画

1) 社会資本整備重点計画

国では、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために、令和 3（2021）年 5 月に「第 5 次社会資本整備重点計画」を策定しています。

当該計画では、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」を重点目標の一つに掲げ、グリーン社会の実現に向けた健全な水環境の維持に向けて汚水処理施設整備を促進することで、汚水処理人口普及率を令和元（2019）年度の 91.7%から、令和 8（2026）年度において 95%にすることを目標としています（表 4-4）。

表 4-4 社会資本整備重点計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
汚水処理人口普及率	95%	令和 8（2026）年度

(3) 県の関連計画

1) 埼玉県生活排水処理施設整備構想

県では、埼玉県生活環境保全条例第 16 条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画として、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しており、令和 3（2021）年 3 月に中間見直しを行っています。

当該計画では、生活排水処理率（汚水処理人口普及率^{*}と同意）を令和元（2019）年

度の 92.8%から、令和 7（2025）年度において 100%にすることを目標としています（表 4-5）。

表 4-5 埼玉県生活排水処理施設整備構想の数値目標

項目	目標	目標年度
生活排水処理率 (汚水処理人口普及率)	100%	令和 7（2025）年度

※汚水処理人口普及率（生活排水処理率）（%）
 =（下水道人口+農業排水処理人口+合併浄化槽処理人口）÷ 行政人口

（4）本市の関連計画

1) 第 3 次朝霞市環境基本計画

第 3 次朝霞市環境基本計画における生活排水処理に関連する事項の概要を表 4-6 に示します。

表 4-6 第 3 次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」
環境目標 2	快適な生活環境の確保
個別目標	2-2 きれいな水と土をまもる
実施施策	2-2-1 河川の水質保全 ・生活排水処理施設整備の推進 【具体的な取組・事業】 ○生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努めます。 ○水路や河川などの汚染を防止するため、定期的な浄化槽の法定検査や保守点検、清掃を行うよう周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導等します。

（5）国及び県の目標値との比較

本市の実績値と国及び県の減量化・資源化目標を比較した結果を表 4-7 に示します。

国及び県の汚水処理人口普及率（生活排水処理率）の目標値と比較すると、令和 4（2022）年度実績値において、国の目標値を 3.6%上回っていますが、県の目標値を 1.4%下回っています。

表 4-7 国及び県の目標と本市の実績との比較

項目	区分	国	県	本市
		第 5 次社会資本整備重点計画 (令和 3 年 5 月策定)	埼玉県生活排水処理施設整備構想 (令和 3 年 3 月見直し)	実績値
汚水処理人口普及率 (生活排水処理率)	基準年度及び 基準値	令和元年度 91.7%	平成 20 年度 87.0%	令和元年度 98.3%
	目標年度及び 目標値	令和 8 年度 95%	令和 7 年度 100%	令和 4 年度 98.6%

3 施策の評価

前計画の生活排水処理計画の各種施策について実績を整理し、下記の区分により評価を行いました。前計画の施策体系図及び評価結果を図 4-5 に示します。

(評価欄)
 評価○：計画どおりに実施できた指標
 評価△：計画の一部が実施できなかった指標
 評価×：計画が実施できなかった指標

基本方針：
 し尿及び浄化槽汚泥の処理に当たっては、継続して適正処理を推進します。また、将来、し尿処理場における処理量は減少が見込まれることから、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状の変動に対応した処理体制の構築及び施設の更新を行います。

区分	施策	評価	
(1) 生活排水の処理計画	①下水道施設の計画的整備	○	
	②下水道の普及と適切な維持管理	○	
	③合併処理浄化槽の設置推進	△	
(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	①収集・運搬計画	○	
	②中間処理計画	○	
	③最終処分計画	○	
	④その他の施策	(ア) 環境学習の充実	△
		(イ) 環境情報の提供	○

図 4-5 前計画（生活排水処理計画）の施策体系図及び評価結果

(1) 基本施策の実施状況

前計画（生活排水処理計画）で定めた各種施策、実施状況及び評価を表 4-8 に示します。

表 4-8 施策の実施状況及び評価

項目	細目	現行計画における施策	実施状況	評価
生活排水の処理計画	下水道施設の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> 旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に伴う認可区域の拡大 拡大した区域の計画的整備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23（2011）年 1 月の旧暫定逆線引き地区（53.2ha）の市街化区域の編入に伴う公共下水道の整備の継続実施 	○
	下水道施設の普及と適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 市民への制度活用の周知及び、浄化槽使用世帯の下水道への接続の推進 老朽化した施設の更新及び下水道施設の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんの推進 私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取組の推進 下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施 	○
	合併処理浄化槽の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の計画区域外における合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換の推進 浄化槽の適正な維持管理の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えの推進 未実施 	△
し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> 現在の収集運搬体制の継続 収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合、体制を適宜見直し 	<ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により継続実施 	○
	中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年 8 月より稼働開始した施設での生活環境の保全と適正な運営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 適正処理を継続実施 	○
	最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥で発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、汚泥は希釈して公共下水道へ放流 	<ul style="list-style-type: none"> 志木地区衛生組合新座環境センターでし尿残渣の焼却処理を実施 民間事業者に委託し、し尿等処理後に発生する脱水汚泥の堆肥化を実施 	○
	その他の施策	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の充実：生活排水についての環境学習の場を提供 環境情報の提供：生活排水対策についての情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 未実施 広報あさかや市ホームページで、し尿処理、浄化槽についての情報を掲載 	△

※評価の凡例：○計画どおりに実施できた指標
 △計画の一部が実施できなかった指標
 ×計画が実施できなかった指標

第2章 生活排水処理の課題

本市における生活排水処理の課題は、以下のとおりです。

(1) 生活排水の処理計画

本市の下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りからの転換が進んでいますが、約 2.0%が単独処理浄化槽及び汲み取りによる処理となっています。令和4(2022)年度における生活排水処理率は98.6%で、国の目標値は上回っていますが、県の目標値は下回っています。引き続き、生活排水処理率の向上に向けて、下水道施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

また、浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理する必要があるため、市ホームページ等を通じて広く周知していく必要があります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

浄化槽汚泥の処理においては、平成12(2000)年に浄化槽法の一部が改正され、単独処理浄化槽の新設の廃止が求められていることから、単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を引き続き推進していく必要があります。また、本市の人口増加や公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は今後変動すると予測されることから、それぞれの排出量に留意し、適正に収集・処理が行える体制を維持する必要があります。

し尿処理施設については、安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。朝霞地区一部事務組合とともに、適正な処理及び維持管理を推進していく必要があります。

また、市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を積極的に行う必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

1 基本理念

生活排水処理基本計画では、ごみ処理基本計画と同様、「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」を基本理念に掲げ、本市において快適な生活環境の確保を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、これらの基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

方針1：生活排水処理施設整備及び適正処理の推進

家庭及び事業所で使用している単独処理浄化槽及び汲み取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導に努めます。

方針2：生活排水についての啓発や情報発信

市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を図ります。

3 計画目標

(1) 生活排水処理に係る数値目標

県は、埼玉県生活排水処理施設整備構想において、令和7（2025）年度に生活排水処理率100%を達成することを目標としています。

本市は、県と同様に、令和7（2025）年度までに生活排水処理率100%を達成することを目標とし、以降は維持に努めるものとします。

生活排水処理に係る数値目標を表4-9、処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値を表4-10及び図4-6に示します。

表4-9 生活排水処理に係る数値目標

指標	令和4(2022)年度 (基準年度)	令和10(2028)年度 (中間目標年度)	令和15(2033)年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	98.6%	100%	100%

※令和10(2028)年度に中間見直しを実施し、令和15(2033)年度の目標値を見直します。

表 4-10 処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値

年度	行政人口	生活排水処理人口	公共下水道人口		合併処理浄化槽人口		生活排水未処理人口	単独処理浄化槽人口	し尿汲み取り人口	生活排水処理率	
			人口	構成比率(%)	人口	構成比率(%)					
実績	H26	134,709	131,729	130,818	99.3%	911	0.7%	2,980	2,797	183	97.8%
	H27	136,321	133,744	132,844	99.3%	900	0.7%	2,577	2,394	183	98.1%
	H28	137,271	134,763	133,948	99.4%	815	0.6%	2,508	2,325	183	98.2%
	H29	138,721	136,200	135,362	99.4%	838	0.6%	2,521	2,332	189	98.2%
	H30	140,218	137,666	136,818	99.4%	848	0.6%	2,552	2,360	192	98.2%
	R1	142,073	139,614	138,870	99.5%	744	0.5%	2,459	2,227	232	98.3%
	R2	143,388	140,988	140,264	99.5%	724	0.5%	2,400	2,174	226	98.3%
	R3	143,926	141,872	140,780	99.2%	1,092	0.8%	2,054	1,935	119	98.6%
予測	R4	144,287	142,243	141,112	99.2%	1,131	0.8%	2,044	2,013	31	98.6%
	R5	145,960	143,972	142,383	98.9%	1,589	1.1%	1,378	1,357	21	98.6%
	R6	146,707	145,701	143,653	98.6%	2,048	1.4%	693	683	10	99.3%
	R7	147,430	147,430	144,924	98.3%	2,506	1.7%	0	0	0	100.0%
	R8	148,115	148,115	145,597	98.3%	2,518	1.7%	0	0	0	100.0%
	R9	148,758	148,758	146,229	98.3%	2,529	1.7%	0	0	0	100.0%
	R10	149,364	149,364	146,825	98.3%	2,539	1.7%	0	0	0	100.0%
	R11	149,932	149,932	147,383	98.3%	2,549	1.7%	0	0	0	100.0%
	R12	150,453	150,453	147,895	98.3%	2,558	1.7%	0	0	0	100.0%
	R13	150,946	150,946	148,380	98.3%	2,566	1.7%	0	0	0	100.0%
	R14	151,389	151,389	148,815	98.3%	2,574	1.7%	0	0	0	100.0%
	R15	151,804	151,804	149,223	98.3%	2,581	1.7%	0	0	0	100.0%

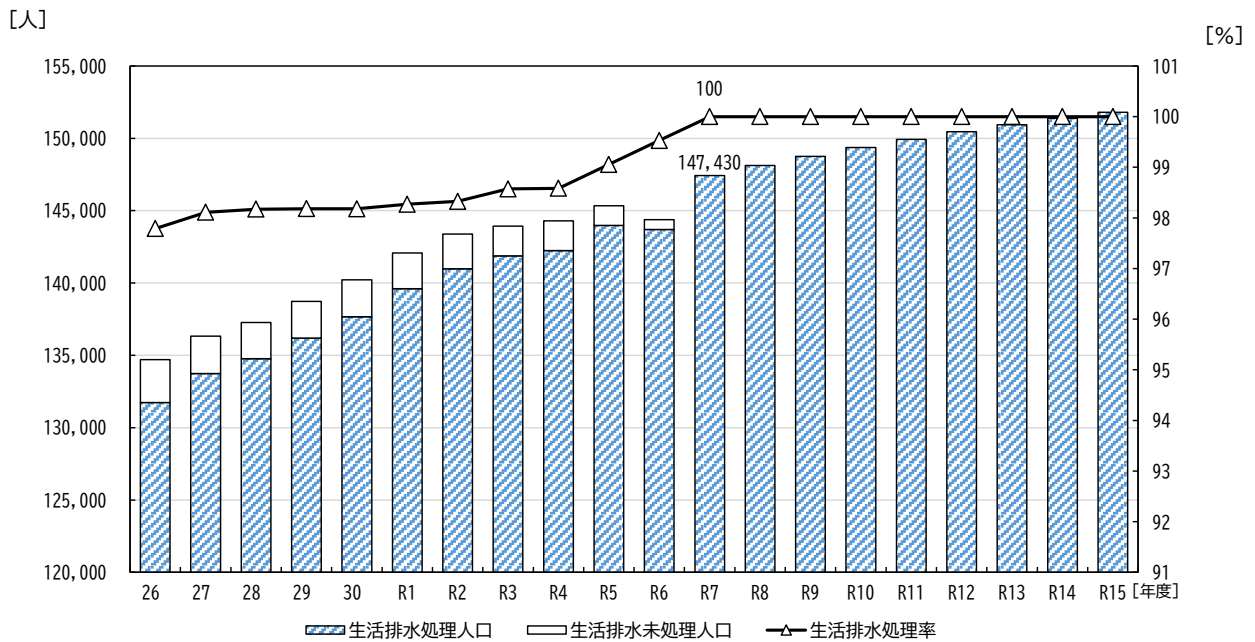
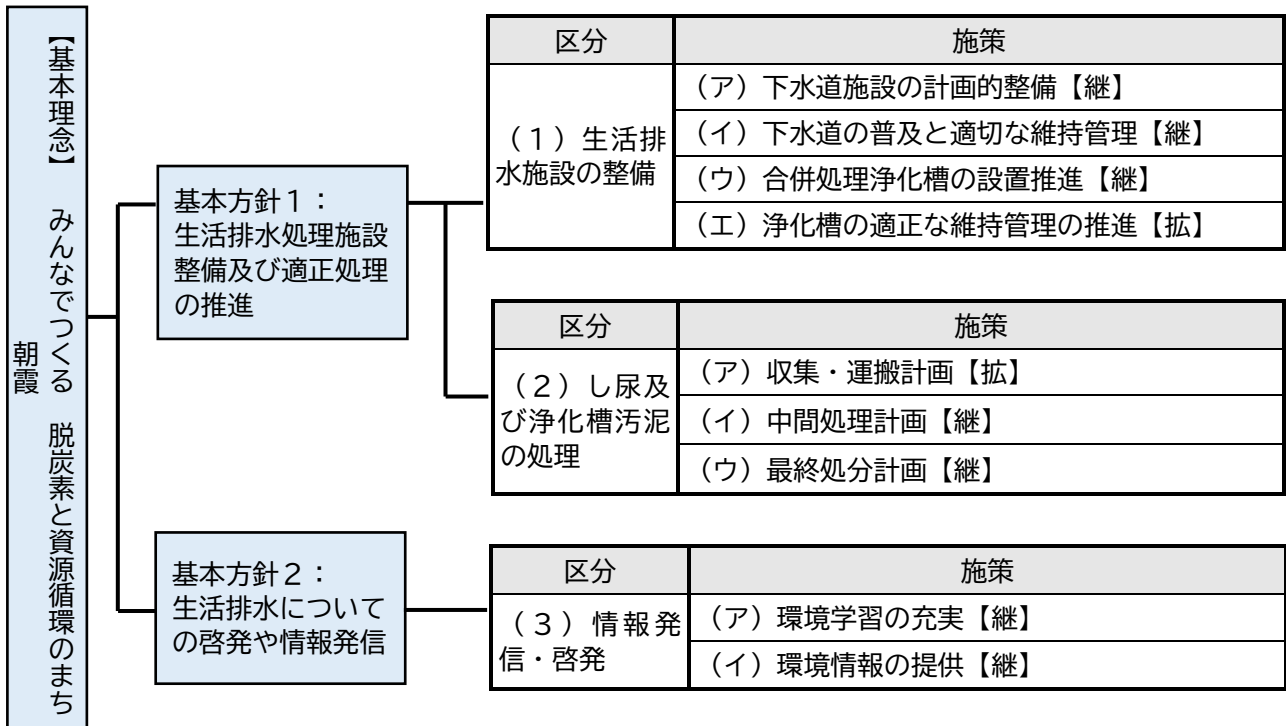


図 4-6 処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値

4 施策体系

生活排水処理基本計画の施策体系図を図 4-7 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」とします。



※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 4-7 生活排水処理基本計画の施策体系図

(1) 生活排水処理施設の整備



(ア) 下水道施設の計画的整備【継続】

令和5（2023）年2月に策定した「社会資本総合整備計画」では、下水道処理区域整備率※を令和9（2027）までに100%とすることを目標としています。目標達成に向けて、引き続き公共下水道の整備を進めます。

※下水道処理区域整備率＝下水道処理区域整備済み面積（ha）÷下水道処理区域を実施すべき面積（ha）

(イ) 下水道の普及と適切な維持管理【継続】

公共下水道の利用ができる区域の市民や事業者に対して水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取組を推進します。

また、下水道事業の安定的な継続実施のため、管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理に努めます。

(ウ) 合併処理浄化槽の設置推進【継続】

生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して、単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

(エ) 浄化槽の適正な維持管理の推進【拡充】

浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理することが義務付けられていることから、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどや設置者への通知により周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導します。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理



(ア) 収集・運搬計画【拡充】

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、朝霞地区一部事務組合の許可業者により行う現体制を今後も維持していくものとします。

本市の人口増加や公共下水道への接続、浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は大きな変動が生じた場合は、適正に収集が行えるよう、体制の見直し

を行うものとしします。

また、し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図ります。

(イ) 中間処理計画【継続】

し尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合が管理するし尿処理場での適正処理を継続していきます。

(ウ) 最終処分計画【継続】

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターでの焼却処理を継続していきます。

(3) 情報発信・啓発



(ア) 環境学習の充実【継続】

生活排水に関する環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが生活排水に対する意識の向上を図り、生活排水の発生源である家庭において対策を実施できるように啓発を図ります。

(イ) 環境情報の提供【継続】

広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどの活用により、本市の生活排水の現状及び必要な対策について、情報提供に努めます。

5 各主体の役割

生活排水の適正な処理に向けては、市民、事業者、朝霞地区一部事務組合及び本市がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。

市民、事業者、朝霞地区一部事務組合、市の役割分担を表 4-11 に示します。

表 4-11 各主体の役割分担

主体	内容
市民 及び 事業者	✓ 生活雑排水の排出抑制及び適正排出
	✓ 公共下水道への接続
	✓ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換
	✓ 浄化槽の適正な維持管理の実施
	✓ 事業活動に伴って発生する排水の適正排出及び適正処理
	✓ 本市が実施する環境学習への積極的な参加
組合	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の実施
	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の実施
市	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の継続
	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の継続
	✓ 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習、情報発信の実施
	✓ 公共下水道の整備及び適正な維持管理の実施
	✓ 合併浄化槽への転換の推進

第5編 計画の進行管理

第1章 計画の進行管理

本計画を着実に実行し、また、適宜見直しを行うなどして実効性のある取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

PDCAサイクルに基づく実施体制を図 5-1 に示します。

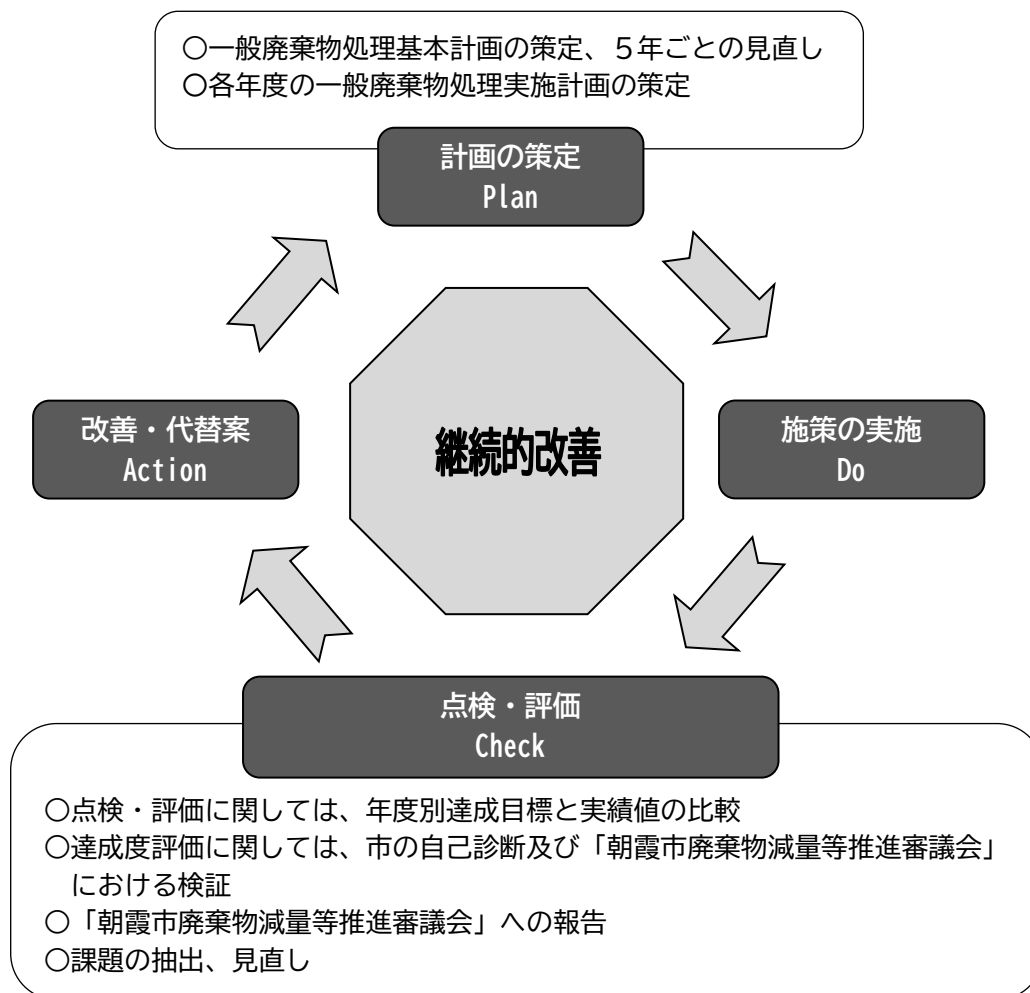


図 5-1 PDCAサイクルに基づく実施体制

(1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3において、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めた一般廃棄物処理実施計画を策定することが規定されています。

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度計画を策定することとし、一般廃棄物の排出見込み、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を含むものとしします。

(2) 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認

各年度において、施策の進捗状況を確認し、次年度以降の施策の検討を行います。ごみ減量化・資源化目標をはじめとする各計画目標については、年度ごとに実態把握を行い、達成状況の照査を行います。また、現状を分析し、課題を抽出するとともに、施策の効果を検証します。検証結果を踏まえ、確実に目標が達成されるよう、現行施策の拡充または新たな施策展開を行います。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、表5-1に示す数値目標の指標に基づいて評価を行います。

表 5-1 本計画の数値目標の指標

計画	指標
ごみ処理基本計画	・ごみ排出量 (t/年)
	・1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)
	・事業系ごみ排出量 (t/年)
	・リサイクル率 (%)
	・集団資源回収量 (t/年)
食品ロス削減推進計画	・食品ロス量 (t/年)
	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合 (%)
生活排水処理基本計画	・生活排水処理率 (%)

(3) 計画の検証

施策の進捗状況や目標の達成状況は、「朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書」にとりまとめ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」に報告し、PDCAサイクルに基づき、各種施策の達成度の検証、評価及び推進策の検討等を行います。「一般廃棄物処理基本計画の検証結果」は、市ホームページで公表します。

(4) 計画の見直し

各年度の「朝霞市一般廃棄物処理実施計画」の施策の進捗状況を踏まえ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」の意見をもとに、計画の点検・評価を行います。なお、計画を見直す時期については、5年ごととします。また、法制度の改正、新法の施行、施設整備の進捗など、情勢の変化を踏まえ必要が生じた場合には、状況に応じて見直しを行うものとします。